

エネルギーパワー株式会社(旧関西エネルギーパワー株式会社) 電気供給約款(低圧) 新旧対照表(改定箇所のみ)

2020年3月1日実施(新)	2019年4月16日実施(旧)
<p>第1条(適用)</p> <p>1. 小売電気事業者であるエネルギーパワー株式会社(以下「当社」といいます。)が、電気需要者に低圧で電気を供給するときの電気料金及びその他の供給条件は、この電気供給約款(以下「この約款」といいます。)及び当社が別に定める電気料金等定義書によります。なお、この約款、電気料金等定義書及び電気需要者との契約に定めのない事項については、電気事業法その他関連法令、各地域を管轄する一般送配電事業者(電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。)が定める託送供給等約款又はこれに準拠した約款類(以下、総称して「託送供給等約款等」といいます。)に従うものとします。</p> <p>2. この約款は、次の地域に適用します。ただし、離島(電気事業法第2条第1項第8号イに定めるものに限ります。)は除きます。(以下略)</p> <p>第2条(定義)</p> <p>(3) 「電灯」 白熱電球、蛍光灯、LEDランプ、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。</p> <p>(8) 「供給地点特定番号」 一般送配電事業者により定められた供給地点を特定する番号をいいます。</p> <p>(12) 「燃料費調整額」 旧一般電気事業者である電力会社(関東地域については東京電力エナジーパートナー株式会社。以下同じ。)が火力発電で用いる燃料(原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭)調達コストの変動を電気料金に反映するために定める燃料費調整制度における燃料費調整単価と同額の単価及びお客さまの使用電力量に基づいて算出し、お客さまにお支払いいただく金額をいいます。なお、燃料調整費単価が地域ごとに異なることから、お客さまの地域の燃料費調整単価を適用します。</p>	<p>第1条(適用)</p> <p>1. 小売電気事業者である関西エネルギーパワー株式会社(以下「当社」といいます。)が、電気需要者に低圧で電気を供給するときの電気料金及びその他の供給条件は、この電気供給約款(以下「この約款」といいます。)及び当社が別に定める電気料金等定義書によります。なお、この約款及び電気需要者との契約に定めのない事項については、電気事業法その他関連法令、電気事業法第2条第1項第9号に定める各地域を管轄する一般送配電事業者(以下「各地域の電力会社」といいます。)が定める託送供給等約款、又はこれらに準拠した約款類(以下、総称して「託送供給等約款等」といいます。)に従うものとします。</p> <p>2. この約款は、次の地域に適用します。ただし、離島(電気事業法施行規則第3条の2の2で定めるものに限ります。)は除きます。(以下略)</p> <p>第2条(定義)</p> <p>(3) 「電灯」 白熱電球、蛍光灯、LED灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。</p> <p>(8) 「供給地点特定番号」 各地域の電力会社により定められた供給地点を特定する番号をいいます。</p> <p>(12) 「燃料費調整額」 各地域の電力会社(関東地域については、東京電力エナジーパートナー株式会社)が火力燃料(原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭)の調達コストの変動を電気料金に反映するために定めている燃料費調整制度における燃料費調整単価(電力会社が、地域により異なる燃料調整費単価を規定している場合は、お客さまの地域のものを適用します。)と同額の単価及びお客さまの使用電力量に基づいて算出し、お客さまにお支払いいただく金額をいいます。</p>
<p>第4条(約款の改定等)</p> <p>1. 法令の改正等によりこの約款の変更が必要となった場合又はその他当社が必要と判断した場合には、当社はこの約款を改定することがあります。その場合の供給条件は、改定日以降から改定後の約款によるものとします。</p> <p>2. 改定後の約款は、当社のホームページに掲載する方法その他適切な方法によりお知らせします。</p> <p>3. この約款の改定に伴う電気料金等供給条件の説明及び契約締結前の書面の交付並びに契約締結後の書面の交付による変更事項の通知は、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(3) 前各号の規定にかかわらず、約款の改定が約款内容の形式的な変更その他お客さまの権利義務の変更を伴わないものである場合は、供給条件の説明、契約締結前及び契約締結後の書面の交付を行わないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>第4条(約款の改定等)</p> <p>1. 法令の改正等によりこの約款の変更が必要となった場合又はその他当社が必要と判断した場合、当社はこの約款を改定することがあります。その場合、改定日以降の供給条件は、改定後の約款によるものとし、改定後の約款は、当社のホームページに掲載する方法その他適切な方法によりお知らせします。(新設)</p> <p>2. 電気料金等供給条件の説明及び契約締結前の書面の交付並びに契約締結後の書面の交付による変更事項の通知は、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>ただし、改定が約款内容の形式的な変更その他お客さまの権利義務の変更を伴わないものである場合は、供給条件の説明、契約締結前及び契約締結後の書面の交付を行わないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>
<p>第7条(契約の要件)</p> <p>1. 当社は、お客さまに電気を供給するにあたり、一般送配電事業者の供給設備を使用します。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件及び託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守していただきます。</p>	<p>第7条(契約の要件)</p> <p>1. 当社は、お客さまに電気を供給するにあたり、各地域の電力会社の供給設備を使用します。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件及び託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守していただきます。</p>
<p>第8条(電気需給契約の成立及び契約期間)</p> <p>1. 電気需給契約は、お客さまが当社の示す電気料金及び供給条件を承諾のうえ、電気需給契約申込書を提出していただき、当社がその内容を受諾することにより成立するものとします。ただし、法令、電気の需給状況、一般送配電事業者の供給設備の状況、当社の与信基準その他やむをえない事情により、お申込みをお断りすることがあります。</p> <p>2. 電気需給契約の契約期間は、契約締結日から、電気の供給開始日後1年を経過する日までとし、お客さまからの解約の申出その他の契約終了原因が発生しない限り、同一条件で1年間更新されるものとします。以後も同様とします。</p>	<p>第8条(電気需給契約の成立及び契約期間)</p> <p>1. 電気需給契約は、お客さまが当社の示す電気料金及びその他の供給条件を承諾のうえ、第6条に定める申込みをしていただき、当社がお客さまのお申込みを受諾することにより成立するものとします。ただし、法令、電気の需給状況、各地域の電力会社の供給設備の状況、当社の与信基準その他やむをえない場合は、お申込みをお断りすることがあります。</p> <p>2. 電気需給契約の契約期間は、契約締結日から、電気の供給開始日以降1年を経過する日までとし、お客さまからの電気需給契約の解約その他の契約終了原因が発生しない限り、その後は1年単位で自動更新とします。</p>
<p>第9条(需要場所)</p> <p>当社がお客さまに供給する電気の需要場所については、電気需給契約申込書の記載によるものとし、原則として1構内(塀、柵その他の障壁により他と区画された領域)又は1建物を1需要場所とします。ただし、複数の構内が隣接しており、一般送配電事業者及び当社が1需要場所と認める場合は、当該複数構内を1需要場所とします。</p>	<p>第9条(需要場所)</p> <p>当社がお客さまに供給する電気の需要場所については、原則として1構内(塀、柵その他の障壁により他と区画された領域)又は1建物を1需要場所とします。ただし、複数の構内が隣接しており、各地域の電力会社及び当社が1需要場所と認める場合は、当該複数構内を1需要場所とします。</p>
<p>第11条(需給地点)</p> <p>当社がお客さまに供給する電気の需給地点(電気の需給が行われる地点)については、原則として一般送配電事業者の電線路又は引込線とお客さまの電気設備の接続点とします。</p>	<p>第11条(需給地点)</p> <p>当社がお客さまに供給する電気の需給地点(電気の需給が行われる地点)については、原則として送配電事業者の電線路又は引込線とお客さまの電気設備の接続点とします。</p>
<p>第12条(供給電圧、供給電気方式、周波数)</p> <p>当社がお客さまに供給する電気の供給電圧及び供給電気方式については、契約種別ごとに定めるものとし、周波数については、原則として、標準周波数50ヘルツ(関東地域)又は60ヘルツ(中</p>	<p>第12条(供給電圧、供給電気方式、周波数)</p> <p>当社がお客さまに供給する電気の供給電圧及び供給電気方式については、契約種別ごとに定めるものとし、周波数については、原則として、標準周波数50ヘルツ(関東地域)又は60ヘルツ(中</p>

部地域、北陸地域、関西地域、中国地域、四国地域、九州地域)とします。

第13条 (使用の開始)

1. 当社は、供給準備その他必要な手続を経たのち、使用開始日から電気を供給します。その場合の使用開始日は以下のとおりとし、手続完了後速やかに書面でお客さまに通知します。
2. 一般送配電事業者に起因する事由その他やむをえない理由によって、あらかじめ定めた使用開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合は、あらかじめお客さまと協議のうえ、使用開始日を定めて電気を供給します。

第14条 (契約種別及び電気料金)

契約種別及び電気料金は、電気料金等定義書又は契約締結に当たりお客さまに交付する文書に定めるとおりとします。

第15条 (電気料金の内訳)

電気料金は、固定料金である基本料金若しくは最低料金及び従量料金である電力量料金(燃料費調整額を加算又は減算します。)、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額とします。

第17条 (支払義務の発生日等)

1. お客さまの電気料金の支払義務発生日は、原則として、検針日とします。ただし、電気需給契約が消滅した場合は、消滅日とします。
2. 検針日は、一般送配電事業者の定めによるものとし、お客さまには別途通知します。

第19条 (日割り計算)

電気料金の算定期間が1か月でない場合は、以下の各号により求められる金額とします。
(以下略)

第20条 (使用電力量の計量)

1. 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により計量します。なお、計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせします。

第21条 (電気料金等の支払期日及び支払方法)

1. 電気料金については毎月、工事費負担金その他電気料金以外で当社にお支払いいただく金額についてはその都度(以下、総称して「電気料金等」といいます。)、お客さまに請求し、支払期日までにお支払いいただきます。
2. 電気料金等の支払方法は、以下の各号のいずれかの方法によります。
 - (1) 口座振替 (電気料金等をお客さまの金融機関口座から当社指定の金融機関口座へ、毎月指定日に自動的に振り替える方法。振替手数料は当社が負担します。)
 - (3) 口座振込 (当社が別途指定する日までに、電気料金等を金融機関等を経由して当社指定の金融機関に振り込んで支払う方法。原則として、振込手数料はお客さまの負担となります。なお、通常の支払方法としては選択いただけません。)
3. 前項に定める支払方法による電気料金等のお支払については、次のいずれかの時点をもって当社に対するお支払いがなされたものとします。
 - (1) 口座振替 電気料金等がお客さまの口座から引き落とされた時点
 - (3) 口座振込 電気料金等が当社指定の金融機関に振り込まれた時点
4. 電気料金等は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。
5. 支払期日に電気料金等のお支払いがない場合には、当社はお客さまに対し、請求にかかる事務手数料(督促費用)として、当社所定の金額の支払いを求めることがあります。
6. 当社は、電気料金の集金等に関する業務を債権回収会社等第三者に委託することがあります。この場合、委託先が定める支払条件及び支払方法により、当該委託先に電気料金等をお支払いいただきます。

第22条 (電気料金の改定)

当社は、社会状況の変化等により、電気料金単価を改定することがあります。その場合の扱いは、以下の各号によります。ただし、法令の改正による消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の税率変更は、本条で定める料金改定に含まないものとし、法令の施行日から、変更後の税率が適用されるものとします。

- (1) 当社はお客さまに対し、新たな電気料金単価及びその適用開始日を書面その他の方法で事前に通知します。
- (2) お客さまは、新たな電気料金単価を承諾しない場合は、当該電気料金単価の適用開始日の10営業日前までに所定の手続を行うことで電気需給契約を解約することができます。なお、本号による中途解約の場合は、お客さま及び当社は、互いに中途解約に伴う損害賠償義務等を負わないものとします。

第23条 (遅延利息)

お客さまが、電気料金等を第21条(電気料金等の支払期日及び支払方法)第2項各号に定める支払期日を経過してなお支払われない場合、当社はお客さまに対し、支払期日(クレジットカード

部地域、関西地域、中国地域、四国地域、九州地域)とします。

第13条 (使用の開始)

1. 当社は、供給準備その他必要な手続を経たのち、使用開始日より電気を供給します。その場合の使用開始日は以下のとおりとし、手続完了後速やかに書面でお客さまに通知します。
2. 各地域の電力会社に起因する事由その他やむをえない理由によって、あらかじめ定めた使用開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合は、あらかじめお客さまと協議のうえ、使用開始日を定めて電気を供給します。

第14条 (契約種別及び電気料金)

契約種別及び電気料金は、電気料金等定義書に定めるとおりとします。

第15条 (電気料金の支払い)

お客さまが当社にお支払いいただく電気料金は、固定料金である基本料金若しくは最低料金及び従量料金である電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、燃料費調整額を加算又は減算した金額とします。

第17条 (検針日)

検針日は、各地域の電力会社の定めによるものとし、お客さまには別途通知します。

第19条 (日割り計算)

電気料金の算定期間が前条ただし書に該当したときは、日割り計算とし、次の各号により計算します。
(以下略)

第20条 (使用電力量の計量)

1. 使用電力量の計量は、各地域の電力会社が設置した記録型計量器により計量します。なお、計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせします。

第21条 (電気料金等の支払期日及び支払方法)

1. 電気料金については毎月、工事費負担金その他電気料金以外で当社にお支払いいただく金額(以下、総称して「電気料金等」といいます。)についてはそのつど、以下の各号のいずれかの方法により、各支払期日にお支払いいただきます。
 - (1) 口座振替 (電気料金等をお客さまの金融機関口座から当社指定の金融機関口座へ、毎月5日又は27日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)に自動的に振り替える方法。振替手数料は当社が負担します。)
 - (3) 口座振込 (当社が別途指定する日までに、電気料金等を当社指定の金融機関等へ振り込んで支払う方法。振込手数料はお客さまの負担となります。なお、現時点において通常の支払方法としては選択いただけません。)
2. 前項に定める支払方法による電気料金等のお支払については、次のいずれかの時点をもって当社に対するお支払いがなされたものとします。
 - (1) 口座振替 電気料金等が当社の金融機関口座へ振り替えられた時点
 - (3) 口座振込 電気料金等が当社指定の金融機関等へ振り込まれた時点
3. 電気料金等は、支払期日が到来した順序でお支払いいただきます。
(新設)
4. 当社は、お客さまに対する料金債権を債権回収会社等第三者へ譲渡することがあります。この場合、譲渡を承諾いただくとともに、譲渡先が定める支払条件及び支払方法により譲渡先にお支払いいただきます。

第22条 (電気料金等の改定)

当社は、社会状況の変化等により、料金単価を改定することがあります。その場合の扱いは、以下の各号によります。ただし、法令の改正による消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の税率変更は、本条で定める料金改定に含まないものとし、法令の施行日より、変更後の税率が適用されるものとします。

- (1) 当社はお客さまに対し、新たな料金単価及びその適用開始日を書面その他の方法で、事前に通知します。
- (2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、当該料金単価の適用開始日の10営業日前までに所定の手続を行うことで電気需給契約を解約することができます。なお、本号による中途解約の場合は、お客さま及び当社は、互いに中途解約に伴う損害賠償義務等を負わないものとします。

第23条 (遅延利息)

お客さまが、電気料金等を第21条(電気料金等の支払期日及び支払方法)第1項各号に定める支払期日を経過してなお支払われない場合、当社はお客さまに対し、支払期日(クレジットカード

払いのお客さまについては、同条第2項第2号後段に定める口座振込の支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、遅延金額（再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額及び消費税等を含みます。）の年率14.6%の遅延利息（閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とし、1円未満の端数は切捨てとします。）の支払いを求めることがあります。

第24条（適正契約の維持）

1. 電気の使用状態が、電気需給契約の内容に比べて不適当と認められる場合（電気使用の用途が契約種別上認められないものである場合を含みます。）には、お客さまは、当社の求めに基づき、速やかに電気の使用状態又は電気需給契約を適正なものに変更していただきます。
3. 複数の契約種別を申し込まれた場合であって、解約時に全ての契約種別を解約する内容の契約を申し込まれたお客さまが、一部の契約種別のみを解約されたときは、他の契約種別についても解約していただきます。

第25条（需要場所への立入りによる業務の実施）

一般送配電事業者又は当社が、以下の業務を実施するために需要場所への立入りが必要と認める場合は、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。その場合、正当な理由がない限り、お客さまは立入り及び需要場所での業務実施を拒否することはできません。

- (4) 一般送配電事業者又は当社の電気工作物にかかわる保安に必要な業務
- (7) 前各号に定めるほか、お客さまとの電気需給契約に関連して一般送配電事業者又は当社が必要とする業務

第26条（電気の使用に伴うお客さまの協力）

1. お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨げ、又は一般送配電事業者若しくは当社の電気工作物に支障を及ぼす場合（いずれもの場合についてもそのおそれがある場合を含みます。）は、お客さまの負担で供給設備の変更又は必要な設備を設置していただきます。
（以下略）
2. お客さまが、発電設備を新たに一般送配電事業者の供給設備に接続して使用される場合も、前項に準じて取り扱うものとします。
3. 電気供給の実施に伴い、一般送配電事業者及び当社が設置又は所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地等の確保等について、協力をお願いすることがあります。

第27条（供給の停止）

1. 次の各号のいずれかに該当するときは、電気供給が停止されることがあります。
 - (2) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を滅失又は損傷して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (3) 一般送配電事業者の託送供給等約款等の規定に反し、供給設備等の接続が行われた場合
2. お客さまが次の各号のいずれかに該当し、一般送配電事業者又は当社が是正を求めたにもかかわらず、是正されないときは、電気供給が停止されることがあります。
3. 前各項の規定に基づき電気供給が停止される場合には、一般送配電事業者又は当社は、お客さまにあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

第31条（使用の制限又は中止）

需要場所について次の各号のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、電気需給契約期間中であってもお客さまの電気の使用を制限し、又は電気供給を中止することがあります。その場合、一般送配電事業者又は当社は、お客さまにあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

- (1) 一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、若しくは故障が生ずるおそれがある場合又は当該設備の点検、修繕、変更その他の工事にやむをえない場合

- (2) 電気供給上又は保安上必要があると一般送配電事業者又は当社が判断した場合

第33条（当社都合による電気供給廃止に対する措置）

当社の都合により、需要場所におけるお客さまへの電気供給が不可能になった場合であって、お客さまが他の小売電気事業者と新たに電気需給契約を締結することができないときは、電気事業法の規定に基づき、旧一般電気事業者である電力会社がお客さまへの電気供給を行います。なお、その場合の電気供給条件は、当該電力会社の定める特定小売供給約款又はこれに準ずる約款の規定によります。

第34条（お客さま及び当社の損害賠償の免責）

2. 当社の責めに帰すべき事由によらず、電気供給に関しお客さまに生じた損害（天災等の不可抗力により生じたものを含みます。）

払いのお客さまについては、同条第1項第2号に定める口座振込の支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、遅延金額（再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額及び消費税等を含みます。）の年率14.6%の遅延利息（閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とし、1円未満の端数は切捨てとします。）の支払いを求めることがあります。また、この場合、請求にかかる事務手数料（督促費用）についても、当社所定の金額の支払いを求めることがあります。

第24条（適正契約の保持）

1. 電気需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合は、お客さまは、当社の求めにより速やかに適正なものに変更していただきます。

（新設）

第25条（需要場所への立入りによる業務の実施）

各地域の電力会社又は当社が、以下の業務を実施するために需要場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。その場合、正当な理由がない限り、お客さまは立入り及び需要場所での業務実施を拒否することはできません。

- (4) 各地域の電力会社又は当社の電気工作物にかかわる保安に必要な業務
- (7) 前各号に定めるほか、お客さまとの電気需給契約に関連して各地域の電力会社又は当社が必要とする業務

第26条（電気の使用に伴うお客さまの協力）

1. お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨げ（そのおそれがある場合を含みます。）又は各地域の電力会社若しくは当社の電気工作物に支障を及ぼす（そのおそれがある場合を含みます。）場合は、お客さまの負担で供給設備の変更又は必要な設備を設置していただきます。
（以下略）
2. お客さまが、発電設備を新たに各地域の電力会社の供給設備に接続して使用される場合も、前項に準じて取り扱うものとします。
3. 電気供給の実施に伴い、各地域の電力会社及び当社が設置又は所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地等の確保等について、協力をお願いすることがあります。

第27条（供給の停止）

1. 次の各号のいずれかに該当するときは、電気供給が停止されることがあります。
 - (2) お客さまの需要場所内の各地域の電力会社又は当社の計量器若しくは電気工作物をお客さまが故意に滅失又は損傷し、各地域の電力会社又は当社に重大な損害を与えた場合
 - (3) 各地域の電力会社の託送供給等約款等の規定に反し、供給設備等の接続が行われた場合
2. 次の各号のいずれかに該当し、各地域の電力会社又は当社が是正を求めたにもかかわらず、是正されないときは、電気供給が停止されることがあります。
3. 前各項の規定に基づき電気供給が停止される場合、各地域の電力会社又は当社は、お客さまにあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

第31条（使用の制限又は中止）

お客さまが次の各号のいずれかに該当するときは、各地域の電力会社は、電気需給契約期間中であってもお客さまの電気の使用を制限し、又は電気供給を中止することがあります。その場合、各地域の電力会社又は当社は、お客さまにあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

- (1) 各地域の電力会社が維持及び運用する供給設備（各地域の電力会社が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合

- (2) 各地域の電力会社が維持及び運用する供給設備（各地域の電力会社が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事にやむをえない場合

- (3) その他電気供給上又は保安上必要があると各地域の電力会社又は当社が判断した場合

第33条（当社都合による電気供給廃止に対する措置）

当社の都合により、需要場所におけるお客さまへの電気供給が不可能になった場合であって、お客さまが他の小売電気事業者と新たに電気需給契約を締結することができないときは、電気事業法の規定に基づき、各地域の電力会社（関東地域については、東京電力エナジーパートナー株式会社）がお客さまへの電気供給を行います。なお、その場合の電気供給条件は、各地域の電力会社の定める特定小売供給約款又はこれに準ずる約款の規定によります。

第34条（お客さま及び当社の損害賠償の免責）

2. 当社の責めに帰すべき事由によらず、電気供給に関しお客さまに生じた損害（天災等の不可抗力により生じたものを含みます。）

について、当社はお客さまに対し、一切責任を負わないものとします。ただし、その原因につき一般送配電事業者等から当社が金銭の交付を受けたときは、当社が受領した範囲でお客さまの当社に対する支払債務に充当します。

第35条 (設備の賠償)

お客さまの責めに帰すべき事由によって、需要場所内の一般送配電事業者、当社の電気工作物又は電気機器その他の設備を滅失又は損傷した場合には、その損害について賠償していただきます。

第37条 (名義の変更)

相続、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する権利義務の一切を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合(契約電流その他の供給条件に変更がない場合に限り)は、名義変更の手続により、従前のお客さまの地位を承継することができます。

第38条 (電気需給契約の解約)

3. 契約種別又は契約内容によっては、当社はお客さまに対し、契約期間途中での解約に際して解約手数料を申し受けることがあります。

第39条 (供給開始後の電気需給契約の変更又は解約に伴う工事費等の精算)

電気の使用の開始日、又は契約電流、契約容量若しくは契約電力を新たに設定し若しくは増加された日から1年に満たないうちに、お客さまが電気需給契約を解約する場合又はお客さまが契約電流、契約容量若しくは契約電力を減少する場合において、託送供給等約款等に基づき当社が一般送配電事業者から工事費等の精算を求められたときは、当社はその精算金を申し受けます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

第40条 (電気需給契約の解除)

1. お客さまが次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、お客さまとの電気需給契約を解除することができます。なお、この場合は、原則として、解除日の15日前までに書面で通知します。
 - (2) 第24条(適正契約の維持)に定める、電気の使用状態又は電気需給契約の変更を拒否されたとき
 - (4) 第47条(反社会的勢力の排除)に定める表明保証に違反していることが判明したとき、又は同条に違反する行為をしたとき
- (5) 第38条第2項に定める解約の申込なくしてその需要場所から移転され、電気の使用がないことが明らかとなるとき(この場合は、一般送配電事業者及び当社が電気供給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約が解除されたものとします。)

2. お客さまが、前項各号のいずれかに該当する場合は、お客さまの支払いがなされていない電気料金等については、第21条(電気料金等の支払期日及び支払方法)第2項の支払期日にかかわらず、直ちにお支払いいただきます。

第42条 (供給設備の工事費負担)

電気の供給に必要な設備の一部又は全部を設置した後、お客さまの都合によって供給開始前に電気需給契約を解約される場合において、当社が一般送配電事業者から解約に要する費用の負担を求められた場合は、当社は、当該解約費用及びその支払いに必要な手数料を申し受けます。

第43条 (計量器等の取付け)

1. 電力量の計量に必要な計量器及び付属装置(計量器箱及び計量情報を伝送するための通信装置、力率測定時間を区分するための区分装置等をいいます。)は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等で特に多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
2. 計量器及び付属装置の取付位置は、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。
3. 計量器及び付属装置の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、第1項ただし書によりお客さまが取り付けられた設備については、一般送配電事業者が無償で使用できるものとします。
4. お客さまのご希望により、一般送配電事業者が設置した計量器及び付属装置の取付位置を変更する場合は、一般送配電事業者又は当社は、移設に伴う実費を申し受けます。

第44条 (保安責任)

保安責任については、引込線取付点を責任分界点とし、一般送配電事業者とお客さまに保安責任を負っていただきます。

第45条 (登録調査機関に対するお客さまの協力)

について、当社はお客さまに対し、一切責任を負わないものとします。ただし、その原因につき各地域の電力会社等から当社が金銭の交付を受けたときは、当社が受領した範囲でお客さまの当社に対する支払債務に充当します。

第35条 (設備の賠償)

お客さまの責めに帰すべき事由によって、需要場所内の各地域の電力会社、当社の電気工作物又は電気機器その他の設備を滅失又は損傷した場合は、その損害について賠償していただきます。

第37条 (名義の変更)

相続、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する権利義務の一切を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、当社所定の様式により、契約当事者の名義変更をしていただきます。

第38条 (電気需給契約の解約)

(新設)

第39条 (供給開始後の電気需給契約の変更又は解約に伴う工事費等の精算)

電気の使用の開始日、又は契約電流、契約容量若しくは契約電力を新たに設定し若しくは増加された日から1年に満たないうちに、お客さまが電気需給契約を解約する場合又はお客さまが契約電流、契約容量若しくは契約電力を減少する場合において、託送供給等約款等に基づき当社が各地域の電力会社から工事費等の精算を求められたときは、当社はその精算金を申し受けます。ただし、各地域の電力会社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

第40条 (電気需給契約の解除)

1. お客さまが次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、お客さまとの電気需給契約を解除することができます。なお、この場合は、第5号を除き、解除日の15日前までに書面で通知します。
 - (2) 第24条(適正契約の保持)に基づく、電気需給契約の変更を拒否されたとき
 - (4) 以下のいずれかに該当するとき
 - ① 第47条(反社会的勢力の排除)に定める表明保証に違反していることが判明したとき
 - ② 当社との取引に関し脅迫的な言動若しくは暴力をはたらいたとき、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行ったとき
 - ③ 当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、又は法的責任を超える負担を要求したとき
 - (5) 第38条第2項に定める解約の申込なくしてその需要場所から移転され、電気の使用がないことが明らかとなるとき(この場合は、各地域の電力会社及び当社が電気供給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約が解除されたものとします。)

2. お客さまが、前項各号のいずれかに該当する場合は、お客さまの支払いがなされていない電気料金等については、第21条(電気料金等の支払期日及び支払方法)第1項の支払期日にかかわらず、直ちにお支払いいただきます。

第42条 (供給設備の工事費負担)

電気の供給に必要な設備の一部又は全部を設置した後、お客さまの都合によって供給開始前に電気需給契約を解約される場合において、当社が各地域の電力会社から解約に要する費用の負担を求められた場合は、当社は、当該解約費用及びその支払いに必要な手数料を申し受けます。

第43条 (計量器等の取付け)

1. 電力量の計量に必要な計量器及び付属装置(計量器箱及び計量情報を伝送するための通信装置、力率測定時間を区分するための区分装置等をいいます。)は、原則として各地域の電力会社の所有とし、各地域の電力会社の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等で特に多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
2. 計量器及び付属装置の取付位置は、お客さまと各地域の電力会社との協議によって定めます。
3. 計量器及び付属装置の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、第1項ただし書によりお客さまが取り付けられた設備については、各地域の電力会社が無償で使用できるものとします。
4. お客さまのご希望により、各地域の電力会社が設置した計量器及び付属装置の取付位置を変更する場合は、各地域の電力会社又は当社は、移設に伴う実費を申し受けます。

第44条 (保安責任)

保安責任については、引込線取付点を責任分界点とし、各地域の電力会社とお客さまに保安責任を負っていただきます。

第45条 (登録調査機関に対するお客さまの協力)

お客さまが、電気を使用する電気工作物の変更の工事を行った場合は、その工事が完成した後に、速やかにその旨を一般送配電事業者又は電気事業法57条の2第1項で定める経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。

第46条（保安等に対するお客さまの協力）

1. お客さまが、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を当社に通知していただきます。当社は、お客さまの通知を受けて直ちに適切な処置を行います。
 - (1) 引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあるとき
 - (2) お客さまの電気工作物に異状又は故障があり（異状又は故障が生ずるおそれがある場合を含みます。）、それが一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあるとき
2. お客さまが、一般送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をされる場合、あらかじめ当社あて通知の上、一般送配電事業者との間で協議していただきます。なお、保安上の理由から緊急に変更又は修繕工事をされた場合は、その内容を直ちに当社に通知していただきます。これらの場合において、当社又は一般送配電事業者は、保安上特に必要があるときにはその内容を変更するためのお客さまに再工事をお願いすることがあります。

第47条（反社会的勢力の排除）

- お客さま及び当社は、以下の各号について表明し、保証します。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方及び相手方の役職員、従業員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」といいます。）に対し、脅迫的言動、暴力的行為、相手方の業務の妨害若しくは信用の毀損、法的責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為をしないこと。

第48条（個人情報等の保護）

1. 当社は、当社が定める「プライバシーポリシー」に基づき、お客さまの個人情報を適切に取り扱うとともに、電気需給契約及びそれに付随してお客さまとの間で締結された契約（名称を問いません。）の存在及び内容に関し、第21条第6項に定める債権回収会社又はそれに類する者に料金債権を譲渡する場合、契約の履行に関連して電力広域的運営推進機関又は一般送配電事業者に情報提供を行う場合及び法令に基づき裁判所又は行政機関から情報開示を求められた場合を除き、お客さまの書面による承諾なしに第三者に開示することはありません。なお、当社がお客さまとの電気需給契約を解除した場合には、電力広域的運営推進機関又は一般送配電事業者は、必要に応じ、保管しているお客さまの情報を他の小売電気事業者に開示することがあります。

第52条（裁判管轄）

お客さまと当社の間における一切の紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

お客さまが、当社が供給する電気を使用する電気工作物の変更の工事を行った場合は、その工事が完成した後に、速やかにその旨を各地域の電力会社又は電気事業法57条の2第1項で定める経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。

第46条（保安等に対するお客さまの協力）

1. お客さまが、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を当社に通知していただきます。当社は、お客さまの通知を受けて直ちに適切な処置を行います。
 - (1) 引込線、計量器等その需要場所内の各地域の電力会社の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあるとき
 - (2) お客さまの電気工作物に異状又は故障があり（異状又は故障が生ずるおそれがある場合を含みます。）、それが各地域の電力会社の設備に影響を及ぼすおそれがあるとき
2. お客さまが、各地域の電力会社の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をされる場合、あらかじめ当社に通知していただきます。地域の電力会社が、お客さまの通知を受けてお客さまと協議を行います。なお、保安上の理由から緊急に変更又は修繕工事をされた場合は、その内容を直ちに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社はその内容を変更するためのお客さまに再工事をお願いすることがあります。

第47条（反社会的勢力の排除）

- お客さま及び当社は、以下の各号について表明し、保証します。
- (5) お客さま及び当社は、自ら又は第三者を利用して、相手方及び相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」といいます。）に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辭を用いず、相手方及び相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方及び相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

第48条（個人情報等の保護）

1. 当社は、当社が定める「プライバシーポリシー」に基づき、お客さまの個人情報を適切に取り扱うとともに、電気需給契約及びそれに付随してお客さまとの間で締結された契約（名称を問いません。）の存在及び内容に関し、お客さまの書面による承諾なしに第三者（第21条第4項に定める債権回収会社又はそれに類する者に料金債権を譲渡する場合、契約の履行に関連して電力広域的運営推進機関又は各地域の電力会社に情報提供を行う場合及び法令に基づき裁判所又は行政機関から情報開示を求められた場合を除きます。）に開示しません。なお、当社がお客さまとの電気需給契約を解除した場合は、電力広域的運営推進機関又は各地域の電力会社は、必要に応じ、保管しているお客さまの情報を他の小売電気事業者に開示することがあります。

第52条（裁判管轄）

お客さまと当社の電気需給契約における一切の訴訟については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記表のほか、用語及び表現の統一を行いました。